

役員報酬及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人三恵会

社会福祉法人三恵会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三恵会(以下「法人」という)定款第七条および第二一条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし賞与及び退職手当は支給しない。ただし、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
- (3) 退任役員で在職中に特に功労があった役員に対しては、理事会の決議により、特別功労加算を支給することが出来る。ただし、加算金額は基準額の50%を超えない範囲とする。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了し、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 役員在任中に報酬月額に減額が生じた場合、退職金の計算を行う報酬月額は、歴任した役員在任中の最高報酬月額とする
- (3) 算出額に万円未満の端数がある場合は、万円単位に切り上げる
- (4) 退職手当については、別表第2に定める算出される額
- (5) 通勤手当については、職員給与規定第二一条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については別表第3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬の支給時期は職員給与第三条に準じた日とする。

2 退職金は、理事会の決議後2ヶ月以内にその全額を支給する。

(退職金の不支給、減額)

第7条 次の項目に該当する者については退職金を支給しないまたは、退職金を減額することが出来る。

- (1) 法令違反、重大な過失または、故意による行為で法人に著しい損害を与えたとき。
- (2) 刑事事件に関して有罪判決を受けたとき。
- (3) 定款二〇条の規定に基づき、役員を解任されたとき。

(公表)

第8条 当法人はこの規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付則 この規程は、令和6年1月1日から施行する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	
常勤役員	(年)10,200,000円以内

別表2 (常勤役員等の退職金算定式)

報酬月額×在任年数×1.5(係数)

別表3 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

法人及び施設業務のための出勤	(年)20,000円

(2) 理事

法人及び施設業務のための出勤	(年)20,000円

(3) 監事

監事監査等への出席	(年)20,000円
法人及び施設業務のための出勤	(年)20,000円